

名称：拒絶査定不服審判審決取消請求事件

知財高裁：平成21年（行ケ）第10036号 判決日：平成21年7月21日

判決：審決取消

意匠法第3条第1項第3号

キーワード：意匠の類似

[概要]

原告は、以下の点を主張した。

『意匠の美観においては、意匠の各構成要素の「位置、範囲、大きさ」が全体の意匠に与える影響は大きいものであるところ、本願意匠と引用意匠とでは、開口の「位置、範囲、大きさ」がすべて異なっているから、その類否判断に与える影響は大きいものである。本願意匠は、その周側面部の開口された面積が非常に大きく、ゴム素材が占める割合よりも、空間部の比率が高いから、本願意匠全体から一種の開放的な印象を受ける。これに対し、引用意匠は、開口部面積が非常に小さく、それを四つ併せ持っているとしても、本願意匠とは正反対の印象を受ける。したがって、引用意匠は、本願意匠の美観とは真逆であるといえ、意匠的效果が異なる。本願意匠と引用意匠において、開口部の長さの差異は、相当の面積を占め、更に機能上も重要な役割を果たす部分の態様の差異と認められ、最も目を惹くところであり、これらの意匠の物品に係る需要者の視覚を通じれば、それを容易に看取し、両意匠を別異のものと判断するに十分な意匠的效果が発揮されているものである。』

これに対し、被告は以下の点を主張した。

『原告は、本願意匠について、「ゴム素材が占める割合よりも、空間部の比率が高い」と主張しているが、本願意匠の開口部は、「環状体の周側面幅に対して2分の1程度かつ前記環状体の円周の4分の1より僅かに小さい寸法の開口が4つ設けられている」のであるから、開口部間の間隔部を考慮すれば明らかなどおり、本願意匠も引用意匠と同様、ゴム素材が占める割合が高いこととなる。また、「環状体周側面に4つの開口を持つ輪ゴム」は、本願意匠及び引用意匠のほかに、乙4（izumoがインターネットに掲載した掲示板「2006無印良品の福袋」のページ）にみられるものの、他にはほとんどみられない本願意匠及び引用意匠に特徴的な構成態様であるから、需要者はまずこの点について注目するのであって、寸法の差異が上記共通点を上回る関心事とならないものではないものである。』

[争点]

本願意匠と引用意匠との開口部における差異は、意匠全体から観れば一部位における僅かな程度の差異であるといえるか。また、本願意匠と引用意匠の開口部における差異は、輪ゴムの分野において従前からみられる態様であるため、格別看者の注意を惹くものではないといえるか。

[裁判所の判断]

本願意匠も引用意匠も、周側面において、開口部が四つ設けられている点やゴム素材が占める割合が開口部が占める割合よりも大きい点は共通しているものの、その開口部の「位置、範囲、大きさ」は、上記認定のとおりかなり異なっており、本願意匠では、開口部が周側面において大きな部分を占めているとの印象を与えるが、引用意匠では、開口部は周側面の一部であるとの印象しか与えない。そして、この開口部の「位置、範囲、大きさ」は、本願意匠及び引用意匠に係る物品では、非常に目立つ部分であり、需要者の注目を惹くことができる。

本願意匠では、開口部が周側面において大きな部分を占めているとの印象を与えるが、引用意匠では、開口部は周側面の一部であるとの印象しか与えないという、需要者に注目される大きな違いがあるということができるのであって、「本願意匠と引用意匠の開口部における差異は、意匠全体から観れば一部位における僅かな程度の差異である」とか「本願意匠と引用意匠の開口部における差異は、輪ゴムの分野において従前からみられる態様であるため、格別看者の注意を惹くものではない」ということはできない。したがって、その旨の審決の判断には誤りがあり、取消事由1、2は理由がある。

[コメント]

本願意匠の図面と引用意匠の図面とを見比べると、開口部の寸法（幅・長さ）の点で明らかな差異があるように思われるため、「本願意匠と引用意匠の開口部における差異は、意匠全体から観れば一部位における僅かな程度の差異である」とした審決の判断は、雑な印象を受ける。訴訟において原告は、本願意匠自体の美感、および他の物品を結束した態様における本願意匠の美感を、本願意匠および引用意匠の開口部における差異に基づき丁寧に説明しており、本願意匠のような単純な構成からなる意匠の非類似性を主張する際の参考になるものと思われる。